別記様式１

道指定鹿山鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（道案）

令和４年（2022年）７月８日

北　　海　　道

1　保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

鹿山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定鹿山鳥獣保護区のうち、国有林十勝東部森林管理署1068林班いからは、イ、ハの各小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和４年（2022年）10月１日から令和24年（2042年）９月30日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①　道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

②　特別保護地区の指定目的

当該区域は、鹿山鳥獣保護区の西部に位置し、トドマツを主とした針広混交樹林からなる、地形変化に富んだ傾斜地である。林相の変化に富む優れた天然林であり、ゴジュウカラ、エゾライチョウ、ヒグマ、エゾシカ等、森林性の鳥獣の生息環境として特に良好であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

管理方針

・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮し、適切に対応する。

2　特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積	66ha

内訳

ア　形態別内訳

林　野	66ha
農耕地	ha
水　面	ha
その他	ha

イ　所有者別内訳

国有地　　65.97ha

- 国有林
  - 林野庁所管　65.97ha
    - 制限林 65.42ha
      - 保安林　65.42ha
      - 砂防指定地　ha
      - その他　ha
    - 普通林　0.55ha
  - 文部科学省所管　ha
  - （以下所管省庁別に記載）
- 国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）
  - 財務省　ha
  - 国土交通省　ha

地方公共団体有地　　ha
- 都道府県有地　ha
- 市町村有地等　ha

私有地等　　ha

公有水面　　ha

ウ　他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 （ha）	地種区分 （特別保護地区、特別地域等）	面積 （ha）
森林法		水源涵養保安林	65.42

３　指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア　特別保護地区の位置

足寄郡陸別町に所在する当該地域は、ふるさと銀河線りくべつ鉄道の東北約11km、鹿山鳥獣保護区の南西部に位置しており、区域のすべてが国有林である。

イ　地形、地質等

地形変化に富んだ緩傾斜地である。

ウ　植生の概要

トドマツを主とした天然の針広混交林で構成されており、森林の環境は良好である。

エ　動物相の概要

ゴジュウカラ、エゾライチョウ、ヒグマ、エゾシカ等、森林性の鳥獣の多様な鳥獣で生態系が構成されている。

(2) 生息する鳥獣類
　別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
該当なし				

4　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
　当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5　道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
(1) 特別保護地区用制札　　　　　３本
(2) 案　　内　　板　　　　　　　１基（鳥獣保護区用と共用）

6　指定計画書添付書類
(1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図並びに林班図
(2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙１）
(3) 林小班面積別内訳表
(4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙２）
(5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙３）
(6) 農業振興地域との調整調書（別紙４）

鹿山鳥獣保護区特別保護地区位置図

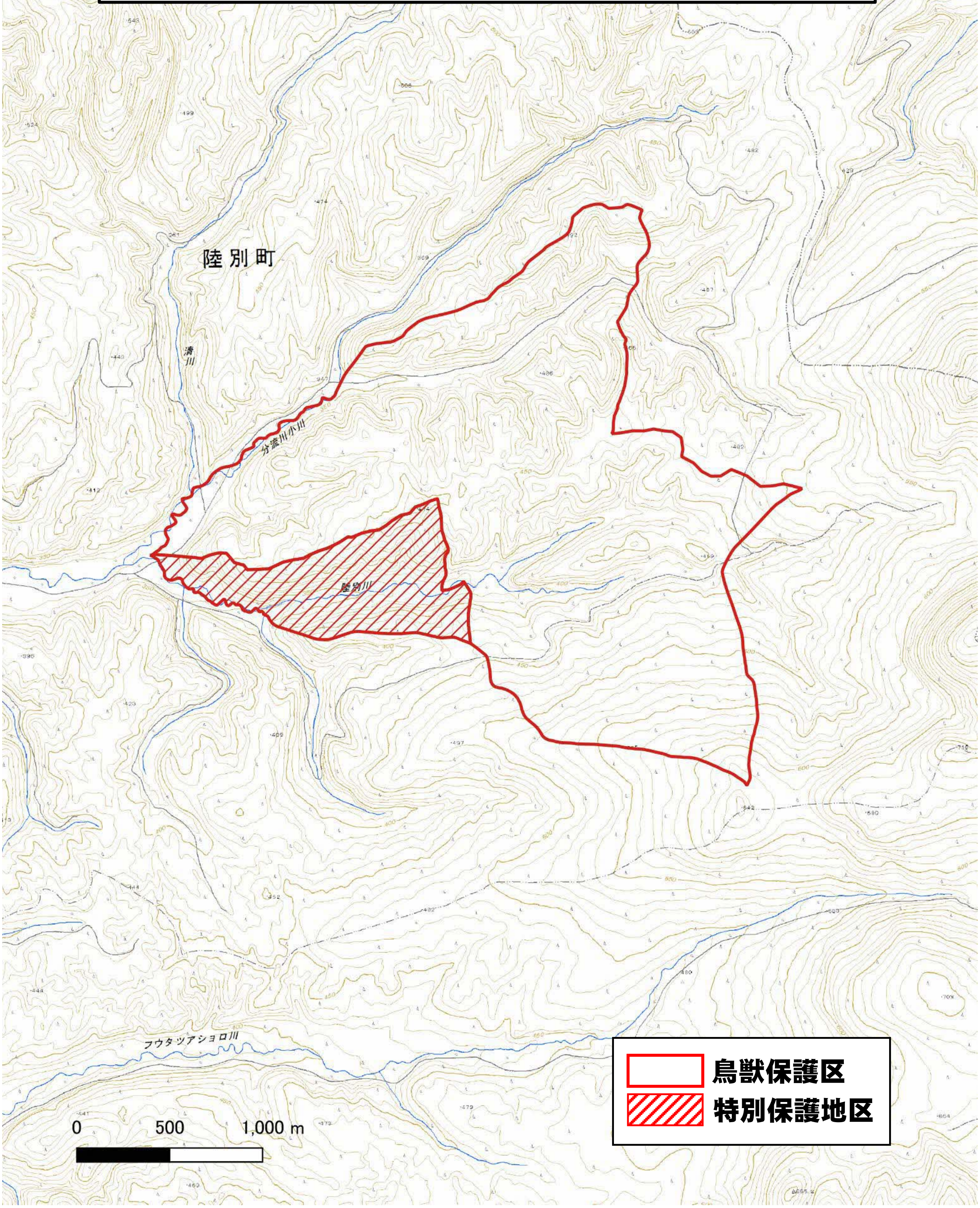

鹿山鳥獣保護区
（特別保護地区）

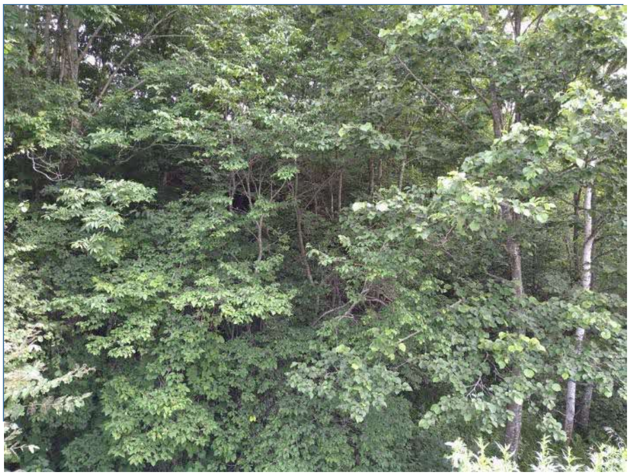

別記様式１

道指定湧洞鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（道案）

令和４年（2022年）７月８日

北　　海　　道

1　保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

湧洞鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定湧洞鳥獣保護区のうち、湧洞沼及びキモントウ沼の水面の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和4年（2022年）10月１日から令和14年（2032年）９月30日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①　道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

②　特別保護地区の指定目的

当該区域は、広尾郡大樹町生花及び中川郡豊頃町湧洞に所在し、大樹町市街から北東18㎞に湧洞沼、北東16㎞にキモントウ沼が位置しており、渡り鳥の一大中継地として重要な湖沼である。春季及び秋季には多数のガンカモ類が渡来し、ガンカモ類などの水鳥にとって重要な採餌場であり、かつ湖沼周辺部は渡来する水鳥の貴重な休息地（ねぐら）になっており、オジロワシ、オオタカ等猛禽類も見られ、湧洞沼及びキモントウ沼は特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

管理方針

・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分に考慮し、適切に対応する。
・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

2　特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積　411ha

内訳

ア　形態別内訳

林　野	ha
農耕地	ha
水　面	411ha
その他	ha

イ　所有者別内訳

国有地　　　　ha

- 国有林
  - 林野庁所管　　　ha
    - 制限林　　　ha
      - 保安林　　　ha
      - 砂防指定地　　　ha
      - その他　　　ha
    - 普通林　　　ha
  - 文部科学省所管　　　ha
  - （以下所管省庁別に記載）
- 国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）
  - 財務省　　　ha
  - 国土交通省　　　ha

地方公共団体有地　　　ha

- 都道府県有地　　　ha
- 市町村有地等　　　ha

私有地等　　　ha

公有水面　411ha

ウ　他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 （ha）	地種区分 （特別保護地区、特別地域等）	面積 （ha）
該当なし			

3　指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア　特別保護地区の位置

広尾郡大樹町及び中川郡豊頃町に所在する当該地域は、大樹町市街から北東18kmに湧洞沼、北東16kmにキモントウ沼が位置し、豊頃町市街から南に20kmに湧洞沼、キモントウ沼が位置している。

イ　地形、地質等

汽水の湧洞沼と淡水のキモントウ沼で構成されている。

ウ　植生の概要

特別保護区の周囲はエゾヤマザクラ、ミズナラ、シラカンバなどの広葉樹と湿地帯に囲まれており、森林と湿地帯の環境は良好である。

湧洞沼周辺にはコケモモ、ガンコウラン、ハクサンチドリなどの高山植物から、ヌマゼリ、ヤラメスゲなどの湿性植物、一般的に見られる植物など、多様な植物が観察できる。又、ヒオウギアヤメ、ノハナショウブなどの美しい群落も多い。

エ　動物相の概要

豊かな自然環境を反映し、マガモ、オオハクチョウ等集団渡来性の鳥類が多く見られる。また、特別天然記念物のタンチョウやオジロワシが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

①大樹町

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
該当なし				

②豊頃町

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
該当なし				

4　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5　道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

(1) 特別保護地区用制札　　　　２本
(2) 案　　内　　板　　　　　　１基（鳥獣保護区用と共用）

6　指定計画書添付書類

(1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図並びに区域図
(2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙１）
(3) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙２）
(4) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙３）
(5) 農業振興地域との調整調書（別紙４）

湧洞鳥獣保護区特別保護地区位置図

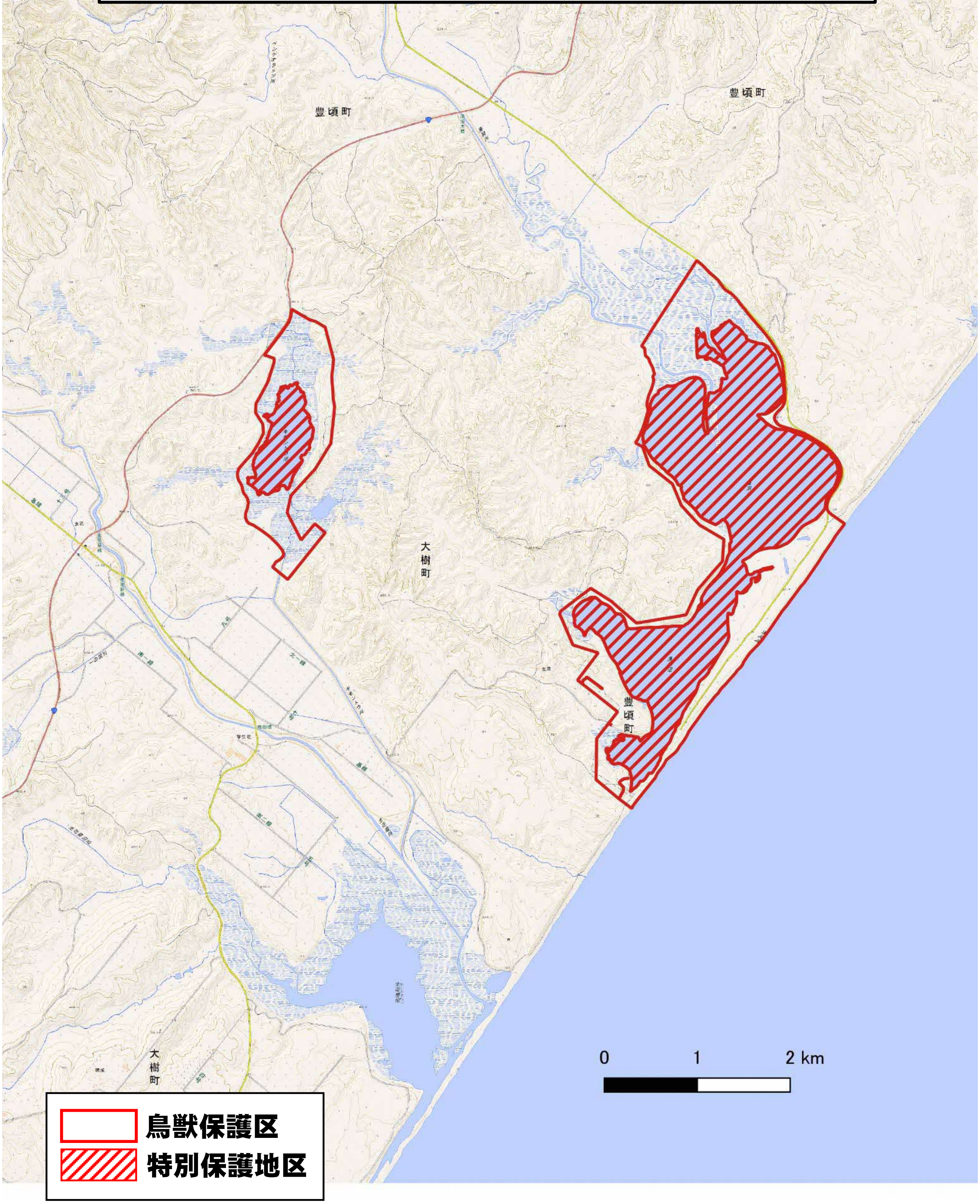

湧洞鳥獣保護区
（特別保護地区）